

③ 家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯等

『①児童扶養手当受給者』『②公的年金給付等受給者』以外のひとり親世帯等でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が下がり、家計急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当受給者と同水準の収入基準額未満であれば対象となります。基本給付のみ支給します。

対象者 次の要件1、2の両方を満たすひとり親世帯等
要件1：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が下がった。
要件2：令和2年2月以降の任意の1か月の収入を12か月換算した収入見込額が収入基準額未満である。
※同居している扶養義務者がいる場合、要件1はいずれかが、要件2はすべての方が要件を満たす必要があります。
※ひとり親となった以降に要件1、2を満たしている必要があります。

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

申請期間 令和2年8月3日(月)から令和3年2月26日(金)まで

申請方法 次の書類をそろえて、小浜市役所子ども未来課へ提出してください

※申請書、申立書はHP(すくすくおばまっ子)または子ども未来課窓口にあります。

- 小浜市ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】※家計急変者用
- 申請者・請求者本人確認書類(運転免許証など)の写し(コピー)
- 受取口座を確認できる書類(通帳またはキャッシュカード)の写し(コピー)
- 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(ひとり親であることがわかる戸籍謄本等)
- 簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用・扶養義務者等用)【家計急変者】
※同居している扶養義務者がいる場合は両方の申立書を提出してください。
※収入見込額で要件を満たさない場合でも所得見込額で要件を満たせば支給対象となります。
- 本人(および扶養義務者)の収入額が確認できる書類(給与明細書、年金振込通知書等)

＜再支給分＞
基本給付と同額を支給

支給日 令和2年9月以降に随時支払い予定 ※支給決定後に通知をお送りいたします。

【収入基準額の目安】

※扶養親族によって加算があるため、正確な額は申立書で計算してください。

＜本人用収入基準額表＞

扶養人数	収入基準額(年額)
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円

＜扶養義務者用収入基準額表＞

扶養人数	収入基準額(年額)
0人	3,725,000円
1人	4,200,000円
2人	4,675,000円
3人	5,150,000円

【注意事項】

- ・振込みを行ったにもかかわらず、令和3年3月19日までに指定口座への振込みが口座解約等によりできない場合は、給付金は支給されません。
- ・給付金の給付後に申請書の記載事項が虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求めることがあります。